

第2回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会  
会議録（要旨）

1 日時	令和7年2月13日（木）午後6時30分～午後8時20分
2 会場	元気創造プラザ5階 災害対策本部室
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 池沢 美栄 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 小島 美保 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 和田 麻子 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 指導課長 福島 健明 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 畠根 毅晴、加藤 太一、山岸 愛子、高橋 陽子、 巻田 圭祐
5 議題	1 報告事項 「みんなの声をきかせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について 2 検討協議事項 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について (2) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）骨格素案について (3) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	5人

1 開会（午後 6 時30分）

2 報告事項

「みんなの声をきかせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について  
【事務局】より説明

（質疑応答）質問なし

3 検討協議事項

【子ども政策部長】より説明

(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

（質疑応答）

【松原委員】 御説明ありがとうございました。先ほどのワークショップ報告書のグループワークでの回答のところを見ながら、アンケート案についてもお聞きしていました。これからアンケート案についての意見を言うところに関係するんですけども、グループワークで出た主な意見というところで、いろいろと出していただいた意見について私が個人的に大事だなと思うのは、例えば、2ページの左側のほうには「自分が大切にされるってどんなこと？」という質問があって、右に「そのために必要なことは？」とあるんですけど、右の対策よりも大事なのは左のところで、自分が大切にされるというのはこういうことだと思っているというふうに子どもたちが言っている背景に、子どもたちが何を求めているのかとか、どういう気持ちがあるのかとか、例えばゲームしたい、もっと遊びたい、旅行に行きたいとか、一緒に公園へ行きたいとか言っていることの裏側にどういうことが、どういう気持ちがあるのかを酌み取ることが大事なのかなと思っています。子どもの意見表明は、例えば休みや時間を増やしてほしいというふうに意見が出て、休みや時間は増やせませんと答えるということが、意見表明とそれに対する尊重して出した結論という話ではなくて、そういうような気持ちの背景にあるものを酌み取ることが大事だと思っているので、そういう視点でまずこのグループワークの意見というのを見てみました。

そうすると、今ちょうどグループワークの主な意見の2ページを見ながらお話をしているんですけども、例えば、もっと遊びたいとか、仕事から早く帰ってきてほしい、一緒に公園へ行きたいというのは、安心したいとか、もっと親とか家族との愛着関係をつくりたいとか、または授業についての話というのは、やっぱり負担の話だったり、または施設についての話というのは、子どもが快適を求めていたりだとか、保健の先生を増やしてほ

しいというのは、やっぱり居場所的な安心感を求めているだとか、または先生に話をちゃんと聞いてほしいというのは、同調圧力を感じているだとか、そういうようなこと、そういうような気持ちが後ろにあるんじゃないかと、その背景を酌み取るということが必要なんだと思っています。それが問題意識として個人的にある前提で、この子どものアンケートについても考える必要があるんじゃないかなという趣旨で、意見を述べたいと思っています。

ちょっと具体的な個別の書き方の、書きぶりの話になってしまってもよろしいですか。このアンケート案の2ページ目の問1、あなたは、以前から「子どもの権利」について知っていましたかという質問で、どういう思いを子どもたちから知りたいか、またはどういふことをここから取りたいかという意図をまずはっきりさせたいんですね。さっき趣旨としては、経年でこのアンケートを取って行って、そこの変化、条例制定後の変化も見していきたいというふうなお話があったので、そういう趣旨なのであれば、私が個人的にこの問いで聞くとしたら、子どもの権利の条例をつくっても「子どもの権利」という言葉を聞いたことすらないという子どもが、変わらないのか、減ったのか、増えたのかというふうな、そこを知りたいというふうに私は思います。そうすると、「子どもの権利」について知っていましたかと言うと、言葉だけだったら子どもたちは知っている、知っていますとか、名前だけ知っていますというところに答えが集まると思うんですけども、例えばこの回答3つというのを、選択肢1を詳しく知っていた、2を言葉だけ知っていた、3、聞いたことがないとか、そういうふうな感じにするだけで、多分3つ目のところの集団がキャッチできるような感じに変わると思うんです。そのような形で、まず1つ、経年で取りたいデータであれば、そのデータを取るために何を取得したいのか、取るためにはどういう質問がいいのかという形で、質問についてちょっと表現を工夫していく必要があるのかなというのをまず形式的に思いました。

問2についてです。子どもの権利条約もいろいろな権利があるんですけども、その中にはやっぱり順番とか、その背景とか構成とかがあって、そういうのをこちらが意識することというのは結構大事だと思っています。前回、山下委員のほうからお話がありまして、資料5でも書いていただいていますけれども、情報を子どもたちが持つということの意味、それは子どもの意見表明の前提としてすごく大事なことだという話があったと思います。そうすると、自由に意見を言えることというのは、その後のほうに離れて書いてある、「自分の成長に役立つ情報を知れること」とかと多分関連するんだと思うんです。結構この順番は大事で、「自分の成長に役立つ」という言葉がいいのかどうかという、そこに絞るのがいいのかどうかというところは若干引かかるんですが、そこは置いておいて、そのような順番をちょっと意識して、自分が知りたいと思うことを知ることができるとか、そういう情報へのアクセスができるとか、そのようなことの上で自分の意見が言えるという形につながっていくような構成がまず必要ではないかなと思いました。

そして、この資料5のほうで書いていただいた前回の私たちの意見を反映させていただいて、今回の骨格素案（案）のほうでは、「意見や思い」とちょっと広げて、表現を変え

ていただいていますけれども、それであれば、問2の選択肢5も、自由に意見というふうに絞らずに、意見や気持ちとか、そういった形に、少し広げた形の表現にさせていただくということが必要なのかなという気がします。

ほか、選択肢16、17はちょっと置きまして、選択肢1から15まで多種多様にありますが、例えば選択肢3や10、15というのは、いわゆる物理的安全のお話がかなりあるのかなと思うんですけれども、物理的安全と心理的安全みたいなお話があって、例えば3番の「命が大切にされ、健康に育つことができること」というのは、物理的な安全のことを言っているのか、いわゆる愛着的な、心理的な安全のことを意図しているのか、整理し切れないのでまとめてしまうというのもありかと思えますけれども、こちらとしてはどういう意図でこの質問を書いているのか、その背景として何が聞きたいのか、ここは物理的安全についての質問なのか、愛着形成についての質問なのか、そういったところを整理する必要があるのかなというような気がしました。

ここの一連の御質問というのは、最終的には子どもの権利が守られているかどうかという話になると思うんですけれども、例えば、今はやりの言葉で言うと、自己効力感とか自己肯定感とか、そういう話になるかもしれませんが、各質問がどれと結びつくような質問なのかということ意識して再構成していくと、後々の分析としてもすごく役に立ってくる、使っていけるようなものになるんじゃないのかなと思います。

続けて、問2の質問のところです。これも聞き方の問題なので、こういったところ、あまり細かく言い過ぎるのもよくないとは思いつつ、結構聞き方というのは大事だと思うんです。今回御提案いただいている「あなたやあなたの周りで守られていないと思う『子どもの権利』はありますか？」という質問は、子どもから見たら、結構、聞かれ方が難しい質問のような気がします。それであれば、子どもの権利というものを詳しく知っていたとか、言葉だけ知っていたみたいな質問がせっかくあるので、一応聞いたことがあるよ、ちょっとかじったことがあるよみたいな子どもたちを想定した上で、あなたが大切だと思う子どもの権利って何ですかみたいな感じで、少し質問の答え方のハードルを下げるとするか、理解を少ししやすくするような質問の仕方に変えないと、守られているか、守られていないかという程度問題で子どもに判断させるというのは結構難しいんじゃないかなというような気がしています。

問2の選択肢2の方ですが、「周りの大人が、子どもにとって一番よい方向に考えてくれる」という、「方向に」という言葉はちょっと引っかかります。例えば、自分の高校のときの進路指導の先生が浮かんでしまったんですけど、おまえはこうすればいいとか、そうするのがあなたのためだみたいなことを言われるのは、子どもの最善の利益の尊重ということじゃないんですよね。それじゃなくて、子どもの最善の利益の尊重というのは、その子どもが感じていることをまずは酌み取ること。今回のワークショップの保護者アンケートの回答で、自分が考えている理由をちゃんと説明するようにしているみたいなことが書かれていて、それはすごくいいなと思ったんですけど、そのような、お互いにコミュニケーションを大人と子どもが取って、その上で一緒にその子にとって一番いいことを探し

ていくというようなことなので、何か方向づけを決めるための権利ではないと思いますので、よい方向に子どもたちを育てていこうみたいな、そのような発想が透けて見えてしまうと、ちょっと大人の目線の子どもの権利条例になってしまうような気がしました。

問3なんですけど、これは子どもたちが答えにくいかなと思うところです。選択肢1、2、3、4があって、選択肢5「自分のこと」とあるんですけど、1から4も子どもたちにとっては自分のことですよね。そうすると、1から4との違いで、「自分のこと」というふうに書かれると、子どもたちはすごく書きにくいかなと思います。全部子どもたちは自分のことで悩んでいるので、そこはちょっと表現を工夫して、選択肢6のその他の欄をすごく大きくしてあげるような工夫をしてあげたほうがいいのかと思います。

続いて、問4の質問ですが、これも、さっき問2の質問のところでお話ししたときと同じ趣旨なんですけれども、「相談できる人はいますか？」と言ったら、可否だと、それはできる人はいるというふうに答える子が多いと思うんです。多分、問題は相談しやすいかどうかというところだと思うので、形式的には相談できますよ、目安箱ありますよといっても、そんな入れられないというような心理的なハードルがあって、実質的な意見表明権の保障がされているかどうかということがここで取りたいお話かと思うので、そうすると、相談できるというよりは、相談しやすいぐらいに質問を軟らかい表現にしてあげたほうがいいのかと思います。

問6の選択肢6に出ている「こどもの人権110番」というのを今スマホで検索してみたら、たくさん出てくるんですよ。法務省もそうだし、東京都もそうだし、法務局もそうだし、弁護士会もそうだし、各自治体でも子ども110番というのを言っているのもあるし、これは多分電話相談という趣旨で言っていると思うんですけど、もし電話相談ということであれば、そのように表現を変えたりしたほうがいいのかという気がします。もしそうではなくて、法務局などの「こどもの人権110番」ということであれば、そういうふうに絞ったらいと思うし、電話相談だったらチャイルドラインとかも含めていろんなものがあるので、そのようなものが分かるような形にしたらいかなと思います。今、結構LINEとかSNS関係での相談窓口をやっている若い人たちもいたりするので、それは問4のところでもオンラインとかSNS入っていますけれども、問6では拾えるのかどうかというところはちょっと検討してみてもいいような気がしました。

あとは、問7のところのスペースを広くしてあげてほしいなというところです。

最後に、1ページ目で、今回も子どもの定義をこども基本法に合わせて18歳にし切れないという話をしていると思うので、そしたら、アンケートは、例えば20歳まででもいいんじゃないでしょうか。18歳を過ぎて振り返って、子どもの権利というものについて考える、どう考えるかということ、そこを見てもいいんじゃないかと思いますので、必ずしも、今回の条例との整合性を考えても、対象年齢を18歳までで区切る必要はないような気がします。

以上です。

【北田委員長】　　たくさんの御意見、ありがとうございます。

今の松原委員のいろいろな御意見も含め、御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。では、山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】　　おおむね松原委員と似ているんですけども、アンケートの間1のところについて、例えばこれから後々も子どもたちの意識の変化を探っていくということだと、例えば、子どもの権利条約という世界の約束事を知っていますか、という質問を中身までよく調べたことがあるとか、うっすら知っている、聞いたことあると聞いたことないぐらいの選択肢で聞く、あと、条例ができたなら、条例ができたこと知っていますかという質問が次に来ると、子どもたち、聞かれている側も、世界の約束事と、このまちではどうのを知っている、知らないというので意識が追いかけるるので、そういった聞き方もあるかなというのが1つです。

あと問2については、松原委員と私も同じことを考えていまして、この前実施されたワークショップ、本当にいい内容だったんだなというふうに見ながら報告を聞いていたんですけど、せっかく、その結果を踏まえて見ると、やっぱりまちとか学校とか家庭の中で自分たちの意見をもっと聞いてもらいたいという思いがあって、多分子どもたちにすれば、子どもによると思うんですけど、家では聞いてもらえるけど、学校では聞いてもらえないとか、そういういろんな強弱とかがあったりすると思うんですよね。今、問2は、これ、いろんな権利がば一つと並列で並んでしまっているんですけど、やっぱりアンケートの中でも、それから条約の中でも、意見表明権ってすごく大事だよなということがある。これから後々も意識の変化を見ていくということであれば、やっぱりちょっと意見表明権に1個フォーカスして、どのぐらいこれが守られていると感ずるかとかいうところで、よく大人たちに自分たちの意見を聞いてもらえていると思う、ちょっと聞いてもらえていると思う、足りないなみたいな、そういうちょっとバランス、段階があってもいいなと思いますし、本当は細かくやろうとすると、家で、学校で、地域でというのものもあるかもしれない。ちょっとそこまで細かくやるかどうかは判断によると思うんですが、今これ、全部が並列になっちゃっているのはもったいないなという思いもありますし、例えば強弱つけるという意味からすると、ワークショップの中でも出てきた、いじめとか差別というところありますよね。そのところも、今そういう差別があると感じているかどうか、そのところがちゃんと大人たちが対応しているかどうかということもやっぱり見たほうがいいかなと思います。でも、これもちょっと諸刃のやいばというか、これ、アンケートで統計を取っていくわけですよ。例えば9割5分の子どもたちが差別なくなったと思いますと言ったとしたって、5分の子どもが差別されていると感じていけば、それはやっぱり権利として守られていないということにもなるわけなので、これから取っていくときに、数字の変化、子どもたちに差別がない社会にしたいよね、というので意識の変化を追うとともに、でも、少数の子がもし守られていないと感じているんだとしたら、一体どういうことなのかというのを自由記述で書いてもらうとか、そういったことがあるといいなと思いま

した。

あと、ほかに悩みのこととかいろいろあるんですけど、もう1点、子どもたちが人権の主体としてちゃんと扱ってもらえているかというところの意識を聞く1つの方法として、学校とか家とか、あとは地域でもいいんですけど、大人たちが子どもたちに対していろんなルールつくってきたりだとか、あるいは暮らし方、先ほどの進路選択みたいな生き方の問題のところについて、大人たちにちゃんと自分たちの意見とか気持ちとかを聞いてもらえていると感じているか、自分たちの思いと結論としては違ったとしても、ちゃんと自分たちのことを大切に思ってくれて、そういうふうに大人たちがルールを決めてきたり、暮らし方、生き方のところに言ってきていると感じますかというような、そういう聞き方で意識の変化を見るというのも1つの方法としてあるかなと思いました。

最後、三鷹市でこれから条例をつくっていこうということなので、やっぱり三鷹市がどういうふうにこの子どもたちの権利を大切にするかという、三鷹市ならではのというのがあるととてもいいなと思っていて、その聞き方をどういうふうにするかというのもあるんですけど、1つは例えば、三鷹市の大人たちに子どもたちに約束してもらいたいことはどんなことかとか、あるいはちょっとほかの言い方もあるかもしれませんが、せっかくこの地域で条例をつくっていこうということなので、そういった視点の項目があるとよりいいかなと思いました。以上です。

【北田委員長】 山下委員、ありがとうございました。

では、山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 この間子ども・子育て会議のときにもちょっと出ていたんですけど、ワークショップのことで言うと、これだけの人数が応募しているのに、午前中124人も応募していて、18人しか取らないのはちょっと少ないんじゃないかという意見が出ていました。せっかくこれだけの方が手を挙げたのに、あとの100人近くの方はごめんなさいというのももったいないなという意見が出ていたので、これはまた今後いろいろと考えていただきたいということで残しておいていただけるといいかなと思ひまして発言します。

それから、全体的にこういうことをやっていくということで理解をしていますし、また、この後に協議する資料4の条例の骨格素案についてもちょっと関係すると思うんですけど、今、最後にちょっと山下委員がおっしゃったようなことに近いんですけど、全体を読んでいて、子どもたちが一番気にして、そして今の権利の問題で問題になっているのは、親や社会の仕組みの中で生きることが前提になっていて、その前提の中で、じゃあ意見聞くよみたいな、そういう感じになっているんですよね。全体的に社会が、今、世の中がね。だから、三鷹はやっぱりそこがちょっと薄まった形にしてほしいなど、私はここまで関わってきて、思っています。やっぱり、比べないでほしいとか、話を聞いてほしいとか、権利の主体として扱われているかどうかというところが、枠組みがありきで主体ですよというんじゃなくて、そういうものもなくて、生きてると、そこにあなたが存在していると

ということが大事で、それを私たちは守るのですよということがもう少し伝わるような形で出せるといいなと思いました。質問項目もきっとそういうことになっていくと思うんです。だから、特に問2は、今いっぱい松原委員がおっしゃったので、そういう項目も含めて、これから直していかれるといいと思うんですけれども、全体的にそういうことが前提に、匂う感じのワードが結構多いので、さっきおっしゃっていた、方向とか、それから成長に役立つとか、あと障がいという言葉もどうかなと私は思ったりもしますし、あとそれから、教育を受けられることと言われても、教育は受けているので、どういうふうに受けるかとか。やっぱりやりたいことがやりたい、と書いてありますよね。やりたくないことはやりたくない。やっぱり親から、大人からしてみると、今、やりたくないこともやるべき時期だから我慢してやりなさいとどうしてもなるんですけれども、そこはそう受け止めながらも、でも、やりたいことのほうも増やしていくと、やりたいことをやっている気になってくるとか、いろんなこともあると思うので、もう少しちょっと緩やかにしてもいいのかなと思いました。

それからあと、いじめの問題がもう少し何か具体的にあったほうが子どもは答えられるのかなと思います。多分、一番すごく気にしているところだと思うので。やっぱり傷ついている人とか弱い人に目を向けてくれている社会は、誰にとっても優しいし、安心できると思うんですね。だから、子どもたちもきっとそういうふうには、自分が弱いとき、いじめられたとき、早く大人や先生が気づいてくれたらいいのにと、早く気づいて気づいてときっと思っているのに、気づいてくれないから自分で言わなきゃいけないじゃんというのが多分結構大変なんだろうと思うので、その気づいてほしいみたいところを分かっているんだよというメッセージが、ここにあるように、何か項目があるといいのかなとちょっと思いました。

最後にもう一つ、問3はやっぱり、「自分のこと」というのは全部自分のことだからちょっとどうかなと、何のことを聞いているんだろうというの思いました。あと、「相談」という言葉を使うかなんですけど、相談って、福祉のワードでいうと結構、ソーシャルワーク的に、言って助ける、受け止めて返すという行為がそこに発生するので、もちろん最終的にはそこで助ける、相談機関というのは大事なだけけど、最初の問4ぐらいのレベルのときは、例えば話を聞いてくれる人がいますかとか、言いやすい人は誰ですかとか、何かそんなような言葉でもいいのかなという気がして、ここから相談と言われると、いや、相談はする気ないけど、ちょっと言いたいとかというものが抜けていってしまうかなというのと、あと問5も、会って話をするとか、電話で話をするとか、オンラインで話をするとか、話でいいのかなと思いました。

問6は、どうしても聞いておきたいという行政の気持ちはとてもよく分かるんですけど、これ、多分聞かれて、うーんと、子どもは一番困って、知らないとなるかもしれないので、何か聞き方考えたほうがいいかなと。例えば、だから、助けてくれる場所としてこういうところがあるということを知っていますかとか聞きたいんですよね。だから、名前だけ知っているとか、何か尺度で聞くとか、ちょっとここは要検討かなと思っています。経年で聞



くと言うから、最初はうまくいかなかったとしても、こういうふうに置いておいて、似たような感じで置いて、考えていくというのでいいかなと思います。

全体的に、今度、条例の話もそうですけど、そういう枠組み感がなくなるように子どもに伝えられるようにしたいというのが私の意見です。ありがとうございます。

【北田委員長】 ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。では、武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 皆様と違って、とても表面的な話で申し訳ないんですけど、アンケートを実施する際に、市立の学校はいいと思いますが、市立以外の小・中学校に通う生徒さんを拾う際に、広報紙とかホームページと書いてあって、みんな見てくれるのかなと思っていまして、そこ以外、何かもうちょっとないかなと。公共施設へのアンケートの設置というのがありましたけれども、見てくれるところをちょっと広げないと、回答が少なくなってしまうのかなと思いました。市内にある私立とか都立とかに声をかけるというのは、やっぱりちょっと変なんですかね。違う地域の子も入ってしまうということですかね。

【山本委員】 全部の学校にお願いをして回答してもらって、集計で外すというのは駄目なんですか。

【武本委員】 住所を途中まで書いてもらって。

【山本委員】 三鷹市内に住んでいる、住んでいないぐらいを書いてもらって、住んでいない人の回答は外すというのはできないんですか。確かに、これだと少ない。もしできるのであれば、学校にお願いするほうが早いかなと。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 学校にお願いしたいんですけど、市外の私立に行っている方を全部調べるということができないんです。

【山本委員】 取りあえず手っ取り早いところで、せめて市内ではどうですか。でも、市内の学校はそんなにないんでしょうか。

【武本委員】 高校生とか。

【山本委員】 私立の学校。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 中・高はありますね。大学も。18歳、20歳までということになれば大学もありますけど。

【武本委員】 学校、私学とかに声かけるのは厳しいかなとは確かに思うんですけど、ここの周知の仕方というのをほかに考える必要があるのかなと。

【山本委員】 住民基本台帳から私立の小学校、中学校に行っている人の家庭を抜くというのはいけないんですか。

【子ども政策部長】 それもいろいろ検討しました。住民基本台帳と学籍とで突合せすることも考えたのですが、それは個人情報扱いとして目的外の使用ということになりますので、やはり難しいと思っています。いろいろ本当に難しく、市外の私立にどれぐらいの割合で行っているとか、さっき武本委員からありましたように、結局、アンケートの集計から外すのであれば、そもそもそこに聞いたのは何なのかとなりますので、市立の小・中学校以外の方になかなか見てもらえないかもしれないというのを、例えば広報の紙面の工夫をすとか、おっしゃったように、いろんな施設に設置するなど周知していくことを考えています。

【山本委員】 大体何割ぐらいなんですか。分かりますか。

【子ども政策部長】 割合は分かります。

【山本委員】 割合は分かるけど、ということですか。

【子ども政策部長】 そのようなこともいろいろ検討しまして、今の時点では、この方法になっています。

【武本委員】 ありがとうございました。

あと、アンケートの間5のところ相談しやすいと思う方法というのがあって、将来的に相談の窓口ということで聞かれているのかなと思ったんですけど、子どもの相談しやすい時間帯とかを聞く予定というのはありますか。私は、人権擁護委員で相談窓口を担当するんですけども、昼間なんですよね。昼間、本当に子どもからかかってくることもあるんですけど、学校どうしたとか、今日は午前中だけ学校行ってきたのという子とかもいるんですけども、正直、昼間、電話の当番をしていて、子どもからかかってくるということは物すごく少なく、私、いる意味あるのかしらと思うときがあるぐらいなんです。なので、窓口的には厳しいかなとは思っても夜の時間帯のほうが絶対多いかなとも思うので、相談してもらいやすい時間帯とかを聞いてもらえると、もう少し声が拾いやすいのかなと思いました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございました。

たくさん御意見が出て、まとめていくのが難しい流れの中で、私のほうからは、まず、アンケート調査項目の問2をどのように構成して、どう表現するかという話について。そもそも私が、あなたは「子どもの権利」について知っていましたかと言われたときに、私の感覚だと、子どもの権利というものの権利の幅が非常に難しいなという話で、子どもの利益と権利というものの違いみたいなところを、高校生ぐらいだとこれって権利みたいに思ったりするのかな、というところで、ちょっとこれは難しいなと思っていたんですが、事前の動画をどう作り込むのかということとの兼ね合いもあるなと思いました。

それから、アンケートをするとき、先生方に渡してやってもらうという流れのところ、追加で動画以外に説明をしたりとか、動画を見ながら解説をしないとか、そういう注意事項はお渡ししておいたほうがいいのかと思いました。

それから、私も問2の選択肢の項目がばらばらしているという感覚は、多分これは、法律を勉強した人間はどうしても憲法の条文の流れみたいなのが頭の中にあり、そこから精神的自由がとか表現の自由がと、そういう感覚で物を見るので、ばらけている感じがするのと、やっぱり分かりにくいものがたくさんあって、もう少し具体的に書いたほうがいいというのが私の意見ですね。

例えば選択肢1で「人と違うことで差別されないこと」とあるんですけど、これを例えば、今、子どもたちが差別されるのは、貧困とか、親が離婚しているか、独り親とか、性のこととか、国籍のこととか、いろいろなことがあるので、もしこのアンケートの目的が普及・啓発という観点もあるんだったら、こういうことを具体的に書くのもありかなとも思いました。細かい項目を挙げて、経年で見たときに、そうか、子どもたちは、以前はこれは権利だと思っていなかったけど、今はこんなふうに、これを権利だと思っている子が増えているみたいな形で、項目を少し具体化したほうがいいというところが意見です。

たくさん意見が出てきましたけど、では、あと時間が30分程あるので、今の我々の委員の意見を聞いて、皆様のほうで何か思われたこととかございますか。御自由に発言していただければと思います。

**【子ども政策部長】** 問2は、今、皆さんがおっしゃったように、これとこれはとても関連するのでどうしようかなどと、実際に私たちも本当に悩みまして、まずは子どもの権利条約順に一定程度並べてみたのですが、条約を見ても、主語が「児童は」と言っているものもあれば、「締約国は」と言っているものがあったり、「締約国が権利を保障する」と言っている一方で、「児童は権利を有する」と言っているものもあります。ただ、そこにそんなにこだわってもしようがないとも思いまして、行ったり来たりしながら検討しています。

例えば、問2の選択肢15、「麻薬や覚せい剤から守られること」とあって、一応、この項目も条約の中にあるんですが、締約国がそういうことを守る、措置するというような言い方になっているので、本当にこのことを聞くのがいいのかという点も悩んだところです。

あとは、選択肢8の中で「自分の秘密がしっかりと守られる」という言葉を使っていま

して、ここで言いたいのは、本来、公にしてはいけないような、いわゆるプライバシー、個人情報的なことが守られているということなのですが、子どもにとっては、例えば、電話やLINEの内容を見せろと言われてたくないとか、隠していることを親から根掘り葉掘り聞かれないことなどが秘密を守られていることだと受け取る可能性があって、表現が難しく、この「秘密」という言葉も使おうかどうか悩んだところです。

ですので、やはりおっしゃっていただいたように、一定程度、カテゴリー的、流れ的に分かるようにしたほうがいいなと改めて思っております。

【北田委員長】　そうですね。この「自分の秘密がしっかりと守られること」は分からないですね。これは私も思いました。

先ほど、山下委員と山本委員から出た人権の主体として扱われているかというところで、自分で自分の意見を持って、それが尊重されているか、自分は尊重されている感があるかというところの確認はしたほうがいいと思います。自己決定が何でも尊重されるわけではないですけど、思いや感情を受け止めて、それが大切にされているというところの確認の項目は必須だなと思いました。なので、ここをどう整理していくかというのはすごく難しいですね。

【山本委員】　紙ではなく回答フォームで行うんですね。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】　そうです、はい。

【山本委員】　昔だったら、紙はスペースがないから、短くしなきゃとかいろいろ考えたんですけど、フォームだと結構説明を入れることはできるんですかね。

【北田委員長】　入れられますよね。

【山本委員】　そうですね。ですと、今おっしゃったように、少し具体的なことを入れながら書くことができるということですかね。

【北田委員長】　細かく、もう少し具体的なことを出さないと、ぴんとこなくて答えられないというのが今の段階な感じがしますよね。

【子ども政策部長】　そうなんです。ただ、小学校低学年の子にどのように書くのかというのがまた1つの問題で、あとは、低学年に聞く項目と高学年に聞く項目で違えるというのもどうかと思いますので、低学年には聞かない項目を、高学年、高校生、中学以上の子には聞くというよりは、ベースは同じで、言い方を変えるというふうにしなければいけないと思っています。フォームも、幾らでも書いてしまうと、書いたほうはそれで満足し

ますが、子どもがそれをどこまで理解できるかということもあるので、一方で、質問があったときに答えてもらうようなQ&Aを作るなど、実施方法の中で工夫はできるかなと考えています。

【北田委員長】 そうですね。

【山本委員】 やっぱこの項目は、低学年にここから選んでもらうというのは難しいかなと。だから、説明をさっき加えないとおっしゃったんですけど、例えば低学年の場合はある程度の説明文みたいなものを先生に渡して、先生が誘導しない形で、第1問はこういうことですよと言って、人と違うことで差別されないというのはいろいろこういうケースがあるよね、こういうことについてすごく大事だと思った人は、選択肢を3つぐらいにしておいて、すごく大事とか、やっぱり少し大事とか、普通とかという形ぐらいだったら答えられるのかなと思います。渡して、どうぞというのができるのかなというのちょっと思うんですが、また、やり方が変わってしまってすみません。

【松原委員】 今の話の関連でいいですか。

【北田委員長】 松原委員、お願いします。

【松原委員】 今のお話を伺いながら考えたんですけども、確かに、子どもたちにとっての答えにくさというのはあると思うんですね。このアンケートを何の目的でやるかというお話ですけども、問1は「子どもの権利」というような言葉とかその権利意識というものについて経年変化を見るみたいな、それはそういう統計的な意味で取るということでもいいと思うんですけども、もしかしたら問2以下はアンケートの形を取ったアナウンス機能を目的としたものというふうに位置づけてしまって、それで書いていけば、答えやすさみたいなお話よりは、これを通じて、子どもの権利ということや、あなたはこういうことができるんだよとか、ここに行けるんだよとか、そういったことをこれを通じて知ってもらうことを目的とした位置づけにするという発想もあり得るんじゃないのかなと思いました。

【北田委員長】 この実施目的の2番目の目的ですよ。子どもに対して「子どもの権利」の普及・啓発を図るところに重点を置くとすると、もうちょっと細かく書く。日本で、現在問題になっているような、子どもの権利が侵害されているような内容も含めて書いていって、そういうものがあることを知ると、そういう機能もある。それを結構細かくしておく、経年の変化が見やすい、統計的に有意性が出てくるというような気はしますね。ですから、ここをどう位置づけるかということですね。

あとは、少しずつ切り崩していこうと思います。まず、年齢の件についてちょっと皆様

からも御意見をお伺いしたいんですけども、これを18歳までではなくて、大学生も含めるなど、皆様のお考えはいかがでしょうか。では、武本委員。

【武本委員】　そうですね。ついこの間まで子どもだったけど、ちょっと大人になりつつあるみたいな子どもたちの意見というのも非常に参考になるのかなと思います。だんだん社会に出てき始めて、本当の子どもだったときよりは周りの状況とかも変わってきて、見ているものも変わって、気がつくこともあるのかなと思うので、もし広げられるのであれば、ちょっと広げてみても面白いのかなとも思います。一方で、純粹にそういう目がない、今本当に子どもですという意見だけだったら18歳までのほうがいいのかとか、あんまり変わらないのかなということも少し思いました。以上です。

【北田委員長】　ありがとうございます。

いかがでしょうか。ここでどんどん決めていかないと動かせないという部分をまずクリアしていこうかなと思います。では、山下委員、お願いします。

【山下副委員長】　私も20歳になる前の18、19歳の方にもぜひ聞くといいかなと思っていまして、やっぱり18歳、高校3年生で、早いと4月にはなっているわけですね。あと、今、私は大学で文学部の学生たちに子どもの権利を教えているんですが、すると、そういうことだったのかと、初めて自分の小・中・高のときを思い返して、それは守られていなかったんだとか、守られていたんだということにつながり、しかも、大学生なんかは言語化できて、そこを表現できる方もいらっしゃって、それはやっぱりまだ子どもから大人になって間もない感覚なので、新鮮な感覚でそこをお話しいただけるというのもあります。また、実際、例えば子どものシェルターで保護する方で18歳、19歳の方もいますし、少年事件を起こして少年院にいる方も18歳、19歳は多いし、ということを見ると、18歳で線引きするのではなく、ぜひ18歳、19歳の方からも、この三鷹の今の子どもたちに向けてどのような権利保障が必要かという意見を聞くのは、大人は大人でまた別に、パブリックコメントなどがあると思うんですけど、このアンケートという形で18歳、19歳の方の御意見も聞けると、これから条例をつくるのによりプラスになるんじゃないかなと思いました。

【北田委員長】　他はいかがでしょうか。行政側も含めて、御意見どんどん出していただければと思います。

【子ども政策部長】　その方向で進めたいと思います。

【北田委員長】　その方向でよろしいですか。

では、この件は19歳までということで、20歳は入れないですか。

【山下副委員長】 お手間の問題とかあると思うので、18歳、19歳でいいんじゃないでしょうか。

【北田委員長】 そうですね。かつての未成年ということでもいいですね。

それから、いじめの問題なんですけれども、これは子どもたちにとって、非常に大切な心配事だと思います。これが別途、三鷹市のいじめ防止対策推進条例というのがあるので、どこまで広げていくかというところで、今回載せるに当たって、どこまで扱っていくかという話です。私の感覚では、子どもたちの一番の懸念事項なので、条例が別途あるからという形式的なこととは関係なく、今回の子どもの権利条例の中でももちろん、アンケートの項目にも含めて入れるべきと感じます。皆様はいかがでしょうか。御意見を自由に出していただければと思います。

【北田委員長】 では、山本委員、お願いします。

【山本委員】 私は、さっき言ったように、入れたほうがいいかなと思っています。いじめはやっぱり深刻な人権侵害なので、一番尊厳を傷つける、一番奪われる行為ですから、まさに権利侵害だと思うので、いじめをここで扱わないというのはちょっと整理としておかしいかなと思います。

【山下副委員長】 私も同じ意見でして、三鷹市のいじめ防止対策推進条例でも、1条の一番はじめに、「いじめは基本的人権を侵害する」と書いてあるわけですよ。先ほどの大学の授業でもやっぱり、いじめは人権侵害だから駄目なんだと言われ、そこで初めてそうなんだと知る大学生もいるぐらいですし、やっぱり人権と、特に子どもの権利という観点から、いじめはむしろ重要なことですので、いじめの条例があってもなお今回のこのアンケートの中にも入れ、この条例の中にそれをどういうふうに入れていくかというのは重大なテーマになるんじゃないかなと思っています。

【北田委員長】 いかがですか。では、松原委員、お願いします。

【松原委員】 ほとんど以下同文なんですけど、いじめ防止対策推進条例があるからといって、ここで扱わないということではないだろうと思います。もともと条例の構造みたいなもの、全体構造みたいなものは多分あると思いますけれども、もともとが人権のまち三鷹条例みたいに、基本的人権条例があって、そこから子どもを切り出した子どもの権利条例というものがそこにあって、さらにその子どもの権利の中でも特に問題であるいじめについての特別条例があるみたいな形、そのような構造になっていると思うので、いじめ条例があるから、この子どもの権利に関する基本的な条例であるところにいじめを外す理由にはならないと思います。

【武本委員】 私もいじめに関するものを入れるのはとてもいいことだと思っていて、ここに入ること、いじめは権利の侵害なんだということに気づいてもらえるかなということもあると思いました。以上です。

【北田委員長】 松原委員、お願いします。

【松原委員】 1回意見を出した後に申し訳ないです。ただ、1つだけ気をつけなくてはいけないのは、いじめの問題を子どもの権利条例に入れるときに、それが子どもたちを縛るような条例になるということは避けなければいけないということですよ。そこは本当に気をつけなければいけないと思うので、そういう意見とワンセットでの意見ということで受け止めていただければと思います。

【北田委員長】 今の「縛るような」というところについて、もうちょっと具体的にお話しいただけますか。

【松原委員】 前回も同じような質疑の話があったと思うんですけども。

【子ども政策部長】 資料5の骨格素案についての2番のところですか。

【松原委員】 そうです。ここの他者の権利の尊重というところですけども、要するに、ここを子どもの責任みたいな、そういう趣旨の話につながってしまうと、これはよくないというふうに思います。

【北田委員長】 分かりました。ありがとうございます。

では、いじめの件に関しては、入れる方向で大体皆様のコンセンサスが得られたように思いますが、いかがでしょうか。この辺のことについて御意見ありますか。

【子ども政策部長】 アンケートと素案とありますが、まず今、アンケートにいじめを入れることについて、例えば問2の中で、ちょっと組み直しながらですけど、何かいい入れ方があればと思いますが、どのようなイメージでここにいじめのことを入れるか、いじめの中にも、命が大切にされることなどもそうかもしれないし、いじめという言葉自体を入れるということなのか、今お話があったように、いじめは人権侵害をしているんだよということをもう率直に入れてしまうのか、先生方、どのようなイメージでおっしゃっているか、ぜひ教えていただきたいと思います。

【北田委員長】 いかがですか。では、山本委員、お願いします。



【山本委員】 具体的に書くのであれば、例えば仲間外れにされているとか悪口を言われているとか、そういう具体的なことを書けば、一番具体的にいじめということにつながるのかなとは思いますが、でも、もっといろんな種類もあるので、それを全部ということになってくると、もう本人がいじめと感じたらいじめなので、いじめられていると感じるような行為を受けることから守られることとか、そんなふうになるかなと思います。傷つく度合いとか、そんなことは聞けないので、虐待と一緒に、本人がちょっとでも、軽くても、いじめられていると思えばいじめなので、そういう形で書けばいいのかな、という案です。

【北田委員長】 では、山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 私も今ぱっときれいな形で質問文にできないんですけど、子どもたちにいじめの授業で行くときには、いじめがどうして駄目だと思いますかという聞き方をすると、それぞれにいろんな意見が出るわけですね。多いのはやっぱり、犯罪になるからとか、あとは学校に行けなくなる、場合によっては自殺するとか、そういう結果のところから理由を説明する人もいますが、弁護士が授業に行くときは、人権侵害だからだ、要は、その相手の子を1人の大切な人間として扱っていない、それが無視だったり、暴言だったり、たたいたりとか、それはいじめの形としてはいろいろあるんでしょうけど、相手を本当に1人の大切な人間として扱っていない、これが権利の侵害だからだよと、ここが一番の肝なんですということを伝えるんですね。その意識が子どもたちに入っているかという、全然ないわけです。さっきの、大学生に授業して、初めてそういうことなんだと分かるという学生がいるぐらいなので、これから権利の啓発をしていく中で、いじめというのが本当に人権、子どもの権利そのものに関連することなんだよ、例えば命とか、安心して生きる権利であったりとか、差別されないこととか、国連の言っている4原則の重要なところにも関わってくるので、そこの本質を子どもが気づいているかなということを追えるような質問形式にしたいと思っているんですね。ただ、そこでダイレクトに、例えば、いじめは権利侵害だと思いますか、イエス・ノーみたいに聞いたら、それは完全に誘導になってしまうわけなので、例えば1つの方法として、いじめが駄目な理由は何だと思いますか、丸と思うのを全部挙げてくださいという質問で、先ほどの権利侵害だからとか、差別の禁止のところ違反するからとか、犯罪になるからとか何とか、いろんな選択肢を設ける中で、権利侵害だから駄目なんだというところに丸をつける子がこれからちゃんと増えていけるかどうかというように追っていきなというの1つのアイデアです。ちょっと今きれいな設問の形がうまく伝わらないんですけど、伝えていきたいところはむしろそこかなと思います。

【北田委員長】 松原委員、お願いします。

【松原委員】 自分が教育委員でありながら教育委員会の方に質問するのもあれなんです、せつかくなので質問します。学校でいじめアンケートを実施していますよね。いじめアンケートの中では、今みたいな趣旨を取り込んだ質問というのはされているのか、または、そういったものを取り込んだアンケートに変えていくことは可能なのかということについて、それはいかがでしょう。アンケートがいろんな形で散漫になっていくと、それはそれでやっぱりよくないところもあるので、教えていただければと思います。

【指導課長】 今、学校の現場では、学期に1回、ふれあいアンケートを実施しています。学校によっては、もう少し回数を増やしたりと各校で取組に若干違いはありますけれども、取り方としては、あまり項目で取ってなくて、特に低学年ですと、「嫌なことをされたか」という質問に「はい」、「いいえ」で答えるというぐらいです。「はい」と答えた場合には、実際に教員が聞きとりを行うというような状況になっています。あまり項目が多過ぎてしまったり、記述が多くなると、特に低学年では書きにくかったり、場合によっては、高学年や中学生でも、相手に見られたら嫌だと思ってしまうことがありますので、学校現場では、ヒアリングの仕方についてもとても配慮しながら進めているというのが現状でございます。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。松原委員、お願いします。

【松原委員】 ありがとうございます。

ふれあいアンケートは、今ご説明いただいたような、まずは現場でキャッチするということが目的でやっていて、とにかくそれが第一だということだと思います。そうすると、ふれあいアンケートの中であまり詳細な話をするというのは、むしろ目的を阻害してしまうようなことになるのかなと思うので、やっぱりこちらでのアンケートのほうで拾うべき話になってくるような気はしました。もし扱うのであればですね。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。

先ほどの聞き方に関する山下委員の御意見では、普及・啓発を目的としたところで、理由から考えさせられるような問いかけをするという御意見だったかと思います。なぜいけないのかということですよ。昨今、親権の中から親の子どもに対する懲戒権をなくしたり、同時に学校現場において教師から子どもに対する体罰が見直されたという流れがありましたけど、何で体罰がいけないのかということは実はみんなが分かっていないというところで、その理由の部分をもっとみんなに伝えるということを当時の議論でもすごく意識していました。そういう意味で、いじめに関しては特に子どもにとって身近な問題なので、そのような掘り下げみたいな理由の部分を選択肢で選ぶというのは確かに学びになるなど私は思いますが、アンケートの長さも含めて考えたときに、それをどこの項目に関してその理由づけまで掘り下げるのかという問題が出てきます。

今日は、時間の制限もありますので、これは一度要検討ということで、一度みんなで持ち帰って、他の意見や本日出されなかった、まだ言い足りなかった御意見などいろいろあるかと思しますので、メールなどで御連絡いただいて、もう一度集約してみるということにしましょうか。次回の5月の会議の前には、もうアンケートのフォームは決まっていますよね。では、その決める前のところで、メールでの審議をしていくという流れになるかと思えます。

あと、今日のところの大きなお話としては、表現の仕方という話がたくさん出ましたね。やはり子どもを中心とした、子ども目線での観点からという話と、形式的ではなく実質的に守られるということ踏まえた上で、どう聞くべきかというところの表現の仕方。あとは、ここは結構難しいなと思ったんですけども、山本委員から出ていた、子どもたちが既成の、自分の、要は育った条件や環境の中でいろんな意見表明があるということではなく、それを超えて権利として守られているということを伝えるためにはどういう表現をしたらいいのかと。

**【山本委員】**　そうですね。もし、アンケート調査の項目に反映できなければ、そこはいつも私たちが思っておいて、条例をつくる時の前文などに反映させていくというところでやるしかないかなと。このアンケートで、それを分かるようにするというのはとても難しいことなので、それを忘れないようにしながらつくっていかなければいけないというところでよろしいのではないかと思います。

**【北田委員長】**　例えば、親や先生と自分の意見が違っていいとか、そういう質問の仕方はありかなというふうに思います。そのようなことを私はアイデアとして、今お話を伺いながら感じたところです。

というところで、あとは、「相談」という言葉とか、「話しやすい」とか、「できる」という言葉をどうするかとか、あと、それから、相談窓口の話、時間帯の話とか、窓口のこと、御意見出ていましたよね。この辺りももう一度ちょっと考え直すということで、今回のこの議題に関してはこれで一度締めくくろうと思います。御意見がございましたら、2月末までに御連絡いただくということで、どうぞよろしく願いいたします。

## (2) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）骨格素案について

**【事務局】**より説明

（質疑応答）

**【山下副委員長】**　いい内容だなと思ってうなずいていたところです。繰り返し言っているとおり、地域の条例なので、三鷹らしさというところで加えていただいているのかなと思いました。ますますブラッシュアップしていければと思います。

【北田委員長】 では、松原委員、お願いします。

【松原委員】 内容的には非常によいかなと思うんですけども、何点かだけ意見を述べさせていただきます。

まず、3ページの12条、市民の役割というところで、子どもが権利の主体であるというところを明記していただいたのはすごくいいことだと思います。それとの関連で、ここで続いている「社会の一員であることを理解し」、続けて読むと、「子どもが権利の主体であり、社会の一員であることを理解し」というのは、趣旨としては、社会の一員としての責任を果たしなさいということではないということをつなげて読むと分かるんですけども、ただ、「社会の一員である」という言葉は結構独り歩きしかねない言葉でもあるので、例えば、「子どもが権利の主体であって、大切な社会の一員であることを理解し」みたいな形で、子どもが権利の主体の結果として社会に参加できるというようなことが明確に分かるといいのかなというような感想を持ちました。採否については、そこは皆様の御意見だと思います。

社会参加についても同じで、4ページの21条なんですけれども、ここも「社会の一員」というような言葉があって、ここも権利性を前提とした、その他意見表明権を前提としたお話かと思うので、「社会の大切な一員として」というような趣旨が分かるようなこと、または参加というのも、社会の一員として参加する責任があるみたいな形ではなくて、主体的に参加する権利があるというようなことが分かるような表現になっていると、より意味や趣旨が伝わりやすいかなと思います。主体的に参加及び参画できるような仕組みづくりとか、そんなイメージかなと思います。4行目、社会参加とか、参画というところ、その辺りも全体的にそういった形かなと思いました。

もう一つ、22条、相談体制のところですけども、(1)と(2)、整備と連携というものをどのように表現として整理するかという問題はあるかと思うんですけども、相談というのは、子どもからの相談というのは結構なかなか、実際ハードルが高くて難しいところがあって、支援者とか周りにいる地域の人たちだとか大人とか、また支援団体などからの相談をどう受けるかという体制の整備についても、やっぱり子どもの意見表明を支援する、意見表明支援の観点では重要だと思うので、子どもを対象とした相談窓口の整備というのは、それは当然あるものと思いますけれども、それを含めて、子どもに関する相談体制の整備というような、全体としての相談体制の整備という趣旨で、子どもの相談窓口、ここに行けば相談できるよという場所があればいいという形にならないような、そういう表現が、私の表現力不足で申し訳ないんですけども、もし何か工夫ができると、より意味が伝わりやすいかなと思いました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうですね。今の22条の2項とかの表現の仕方とか、そこら辺を工夫すると今のところがクリアできるのかなと思います。あと、社会の一員、人権主体、権利の主体ということになったときの責任みたいなところを、感じさ

せないと言ったら変なんですけど、そういう表現にするということですね。他に、社会の一員系で使っているところで、10条の「社会を構成する一員として育つために」は、重いですね。社会を構成する一員として育たなきゃいけないのかというような気持ちになる、ということなんです。だから、こういうものが与えるプレッシャーみたいなところを全体的に和らげるというか、配慮する形を全体に見ていくということですよ。

【松原委員】 はい。さっきの山本委員のお話もそういうことだと思うんですよ。

【北田委員長】 そうですね。

【松原委員】 全体、こういう枠の中、社会の仕組みの中で生きる前提で意見を聞くよというようなものであってはいけないということを山本委員はおっしゃっていましたけれども、それが反映されている条文である必要があるかなと思います。

【北田委員長】 これに関して、御意見いかがですか。

【子ども政策部長】 少し話がずれてしまって申し訳ないんですけど、権利という言葉を使うと、義務とセットかのように言われてしまうんですが、そうではなくて、まず、権利とは何かということ、子どもは生まれてきて、子どもでいるだけで大切にされることだよということを前文の中でもどう入れていくか。松原委員に言っていたように、決して子どもに義務を課すことではないんだということを、前文の中でもうまく入れていきたいと思っています。

【北田委員長】 ありがとうございます。  
ほか、いかがでしょうか。では、山下委員。

【山下副委員長】 第2章については、これからまた今後詳細を詰めていく、今日は最初の頭出しということですよ。

【北田委員長】 これから、アンケートを作成する過程の中でも検討し、アンケートの結果も踏まえて検討していきます。特に、第2章の子どもの権利のところですよ。

【山下副委員長】 そうですね。やっぱり、ここの第2章の権利のカタログは、子どもたち自身が見たときに、自分にはこういう権利があるんだということが、本当に、人によっては、それで感動したとか、あるいは、大人になってから、これ守られていなかったと泣き出す人もいるぐらい、すごく大切なところなので、これから一言一言の重要性などについて、議論できればなと思っています。

(3) その他

次回の予定について、5月中旬を予定し日程調整実施  
日程決定次第、各委員へ通知予定

4 閉会（午後8時20分）